## 追試験の手続き(体調不良)について

定期試験期間中体調不良で当日受験ができず、追試験を希望する場合は、以下のフローチャートにそって連絡をしてください。

※定期試験期間中の欠席の取扱いは、通常時の欠席連絡とは異なりますので ご注意ください。

## <u>受験する科目の試験時間終了まで</u>に教務課に 電話連絡をする(☎:083-252-0289)

※試験時間終了後の連絡は追試験の対象外です。 通常の授業時間とは異なりますのでよく確認してください。



体調不良の場合、教務課に必要事項を報告のうえ、

- ①当日中に病院を受診する
- ※具合が悪くて自宅で療養しただけでは追試対象にはなりません。

## 必ず受診してください。

※診断結果がインフルエンザ、新型コロナ感染症(学校感染症)の場合は診療明細、検査結果が分かるものが必要です。

インフルエンザ、新型コロナ感染症以外の診断結果の場合は、**療養期間が明記** された診断書が必要です。

- ②診断結果を教務課に電話する
- ※インフルエンザ、新型コロナ感染症(学校感染症)の場合は出校停止となり、 保健室にも連絡が必要です。

保健室へ連絡(☎:083-253-8986)の上、出校停止期間を確認してください。

お問合せ先: 感染症罹患・出席停止時の手続きに関すること 保健室(**2**083-253-8986) 授業・定期試験に関すること学務部教務課(**2**083-252-0289)